

第7回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成23年10月20日(木) 10:00~11:38

(開催場所) サンセール盛岡 3階「鳳凰」

1 開 会

2 議 事

(1) 報 告

岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について

(2) 審 議

ア 岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理について

イ その他

3 その他

4 閉 会

委員

伊東碩子 植田眞弘 遠藤洋一 及川公子 小川惇 桑島博

澤口良喜(中崎和久委員代理出席) 杉本功陽(大井誠治委員代理出席)

高橋真裕 多田秀彰(福田泰司委員代理出席) 田中卓 長岡秀征 平山健一

藤井克己 山内隆文(野田武則委員代理出席)

オブザーバー

佐々木博 田村誠 工藤勝子

三ヶ田章(工藤栄吉オブザーバー代理出席) 村上明宏

1 開 会

○森復興局企画課計画課長 定刻でございますので、ただいまから第7回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催させていただきます。少し遅れる方もいらっしゃるということでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、委員の皆様の出席状況について御報告させていただきます。本日は、委員19名中、現在のところ12名の委員の皆様御出席いただいております。委員会設置要綱に定めます半数を超え、会議が成立しておりますので、御報告申し上げます。

また、今回から岩手県議会関係のオブザーバーの皆様へ交代がございましたので、せんえつではございますが、私のほうから御紹介させていただきます。

岩手県議会議長、佐々木博様でございます。

○佐々木博オブザーバー 佐々木博です。どうぞよろしくお願いいたします。

○森復興局企画課計画課長 同じく岩手県議会東日本大震災津波復興特別委員会委員長、田村誠様でございます。

○田村誠オブザーバー 田村でございます。よろしくお願いいたします。

○森復興局企画課計画課長 同じく副委員長、工藤勝子様でいらっしゃいます。

○工藤勝子オブザーバー 工藤勝子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森復興局企画課計画課長 今回からどうぞよろしくお願ひいたします。

2 議 事

(1) 報 告

岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について

○森復興局企画課計画課長 それでは、ここからの委員会の運営は、要綱の規定によりまして、委員長が議長となることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○藤井克己委員長 それでは、会議次第によりまして議事を進めて参ります。本日は報告事項をまず1件、そして審議事項1件となっておりますので、進行に御協力よろしくお願ひいたします。

まず、報告事項からですが、岩手県津波防災技術専門委員会の審議を経て公表されました岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定に関して、この場で報告をいただきます。

それでは、事務局から説明お願ひいたします。

○若林県土整備部長 県土整備部長の若林でございます。私のほうから岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定につきまして御報告を申し上げます。

資料1で御説明をいたします。資料1をお開きください。まず、1ページ目でございます。堤防高さの設定手法について(その1)というもので御説明をいたします。海岸堤防の高さの基準となります設計津波の水位の設定を、数十年から百数十年の頻度で発生している津波を設計対象津波群として設定いたします。

下に図を書いておりますが、最大クラスの津波と右のほうに書いております。これが大きくは2011年東北地方太平洋沖地震津波もしくは明治三陸津波となりますが、このような区分をしております、その下のほうに設計対象津波群と、海岸堤防の建設を行う上で想定する津波という形で整理をしております。

2ページ目をお開きいただきます。(その2)でございますが、今回海岸堤防の津波襲来時の映像等を参考にいたしまして、新しく考えを入れております。津波の高さが右のほうにありまして、真ん中に堤防がございますが、せり上がり、海岸線の堤防の前面ですと津波がせり上がるという事象がありますので、これを入れております。さらに、堤防高さの設定に当たっては、そのせり上がりに1メートルの余裕高を加えて堤防高さとするという考え方を取り入れております。これは今回から取り入れたものでございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思ひます。先ほどお話しをいたしましたけれども、最大クラスの津波と頻度の高い津波というのはどういう区分をするのかということでございますが、頻度の高い津波に関しては海岸堤防によりまして、人命・財産、数々の産業経済活動、国土を守ることを目的とし、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員して多重防御の考え方で減災を行いましようということでございます。右のほうに書いておりますが、最大クラスの津波については新しい発想による津波防災まちづくりを進めましようということをごに書いております。2つ目の青ポツであります。従来の海岸堤防の線による防御から面の発想により河川や道路、土地利用規制等を組み合わせてまちづくりの中で津波防災、減災対策を進めましようというやり方あります。

4 ページ目につきましては、海岸堤防の構造であります。これも下のほうに写真がございしますが、これは宮古市金浜海岸、津軽石の手前になります。そこでの事象でございまして、津波が越波、越流いたしまして、背後、堤内側の地盤をたたきまして、こういう形で裏法が崩れているという状況でございまして、堤体そのものは残っているのですけれども、こういうこともあったので、こういうことを回避するような構造にしましょうということ、今検討を進めております。

5 ページ目は、過去に発生した主な津波をここに並べております。マグニチュードと、発生年を並べております。

それから、6 ページ目でございます。沿岸を地域海岸に分割いたしました。というのが左側のほうに枠で囲っておりますが、同一の湾で区分しましょうと、それから湾口防波堤が計画されている湾は湾口防波堤の内外で区分しましょうと、それから海岸線の向きが一樣な区間で区分しましょうということで、24 地域の海岸に区分しております。黒は、前回9月26日に公表した10地域海岸、今日公表いたしました、今回決定分が14地域海岸と赤書きで書いています。

7 ページをお開きいただきたいと思っております。それでは、どういう地域ごとに区分をしたのかということですが、7 ページは洋野から久慈北、ここを一連の地区海岸としておりますが、ここにつきまして右下の部分に時系列に並べまして明治三陸、三角が一番下に書いておりますが、海岸堤防付近の痕跡高、またはシミュレーションによる津波高、せり上がりなしのいずれか高いほうをプロットしております。そこで、どういう最大クラスと頻度の高い対象津波群を分けるかという考え方ですが、12 メートル程度のところに明治三陸と今次津波があります。よって、これは大体最大クラスの津波群に相当するであろうと判断いたしました。それから、9メートルをちょっと下回ったところに昭和三陸の痕跡高がありますので、これを設計津波群の対象津波群といたしましょうという区分をしたところであります。

順次主な地域海岸について御説明をいたしたいと思っております。12 ページをお開きいただきたいと存じます。12 ページは、上の図が宮古湾であります。ここは、今次津波が最大クラスとしてボンと抜けております。それから、9メートル前後のところに明治三陸以降の津波はありますので、こういう区分をして、設計津波としては下のグループの中で一番高い津波に対応いたしましょうという形で考えたところであります。

それから、続きまして15 ページをお開きいただきたいと存じます。15 番の釜石湾、下の図でございしますが、ここも今回の今次というところの三角が飛び抜けて12メートルちょっとの高さを示しておりますが、あと下のほうが明治三陸以降6メートルぐらいのところでございますけれども、このような格好で区分をしたというところでございます。

18 ページをお開きいただきたいと存じます。18 ページは、大船渡湾外洋でございしますが、20 番の大船渡湾、下のほう、これは明治三陸のほうが高くなって、今次津波が18メートルぐらいを示しておりますけれども、この2つがちょっと飛び抜けているということで、下の昭和三陸を対象にしましょうという形の区分をしたところであります。

20 ページでございます。広田湾でございますが、これは高田海岸があるところでございますが、ここも今次津波がボンと飛び抜けて18メートルを超えております。そのほか大体9メートル程度となっております。これは、想定宮城を含めてです。9メートル程度

でございますので、こういう区分をしたというところでもあります。御覧のとおり、南のほうは、今回の東日本大震災津波が極めて飛び抜けて高いということでありまして、今まで市町村と各種調整を進めて参りましたが、どうしても今回の東日本大震災津波に幾らかでも対応してほしいというのが市町村の考え方でありまして、なるべく高くという要望はいただいておりますけれども、県として今回広域的に被災をこうむったということからして一定の考え方を持って、ここでこういう設計津波としての考え方をここにまとめたものでございます。

21 ページをお開きいただきたいと思っております。24 地区海岸の右のほうにグラフがありますが、青く塗ったところは現在の計画でございます。被災前計画堤防高と書いているところでございます。黄色い丸を記載しておりますが、今回の津波の痕跡高であります。これからしますと、北のほうはやはり従来から計画高が高かった。これは明治三陸津波等に対応してきたので高かったわけですが、南のほうは押しなべて低い、唐丹、吉浜を除くと計画堤防高が低いというところでありまして、今回の津波の堤防付近での測定した水位とこのような形で一応まとめたところでもあります。白抜きの赤の棒グラフのところは今回新計画堤防高で、この部分を上げるという形になるというふうに見ていただければありがたいと思っております。

最後 22 ページでございますが、これを岩手県沿岸の海岸堤防高の設定ということで、これは数字的にまとめたものであります。左から地域海岸名、それから今次津波痕跡高、設計津波、設計津波の水位による堤防高の設定、地域海岸内の堤防高、これは一応考え方を示しましたので、これ以上はなかなか対応できないのですが、この中でまちづくりを含めて、これから各市町村が住民とも色々お話をさせていただいて、堤防の高さを決定していくという形になっていくというように考えております。

以上、報告を終わります。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。資料1に基づきまして、岩手県沿岸における海岸堤防高さの設定について報告を受けました。この津波復興委員会のメンバーの中で、津波防災技術専門委員会にも委員として出席していただいておりますのは平山委員お一人ですので、平山委員から報告内容について何か補足等ありましたらお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○平山健一委員 津波防災技術専門委員会でも委員をやらせていただいております。最近やっとニュースにもまちづくりの話、防潮堤の高さの話題が出てきて、復興の具体的な取組が進んできているということが見え始め、喜ばしいことだなというように考えているところでございます。この津波の対策につきましては、今県土整備部長からお話しがありましたように防潮堤などによる海岸のハード整備と、それからまちづくり、それと防災教育や避難計画などのソフト対策の3本の柱を立てまして、多重な備えで対策を練っていくということにしております。そこの基本になります防潮堤の高さにつきましては、専門委員会では頻度が百数十年に1度の設計津波を考えて、それに対しては財産を守るようなことをやりましょうという基本方針のもとでいろんな堤防、防潮堤の高さを仮定しまして、シミュレーションを行いました。そのシミュレーションによって、浸水域がどれぐらい広がるかとか、水深の深さはどれぐらいになるかというようなことを求めて、それを市町村にお見せをしてきたところでございます。

堤防の高さにつきましては、色々と意見がございましたけれども、委員会の大体の雰囲気は、高さを幾ら高くしても絶対ということはありませんというものがまず1つございますし、横並びということと、事業費の問題が1つございます。それから、余りに大きなものをつくり過ぎると維持管理が大変になってきたり、あるいは町を分断してしまうようなことにもなりかねないことも意見として出されました。また、安全神話のようなものが逆にできて、危険になるというような色々な御意見が出たところです。委員会では、色々な意見がもちろんありましたけれども、むしろ、ほどほどのものを強靱な構造でつくるべきだというような意見が多くて、そのようなことを参考意見として提示し、県と市町村の話し合いに臨んでほしいというようなことをお話しさせていただいたところがございます。

双方が納得する結論をぜひ得てほしいというふうには思いますが、やはり市町村民がどういう考えでこの高さが決まっているか、そこの認識をしっかりとっていただくことが非常に大切だなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。堤防の高さに関しては、一般的な関心を持たれているということですね。どうも数字に目がいってしまいがちなところがございますが、平山委員から、高くしても絶対はないのだということ、そこから生ずるデメリットについても津波防災技術専門委員会で意見として提示されたことの御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様からただいまの報告全体に関しまして御質問等ございましたら御発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

山内久慈市長、お願いします。

○山内隆文委員代理 今日は復興期成同盟会会長の野田釜石市長の代理で出席させていただいております。よろしくお願いいいたします。

ただいま御報告をいただきました内容については、既に本日公表されたということでもありますので、その事実、現実を受けとめなければならない、このように思っております。示された防潮堤等の高さを基にまちづくりにまい進していかなければならないと決意を新たにしたところであります。

私ども久慈市においても、専門委員会の先生方と色々と意見を交わさせていただきました。示された案の中で、久慈湊防潮堤というものがございますけれども、既に8.0メートルの高さで整備済みでありました。東日本大震災による津波によりまして、この防潮堤は越えられてしまったわけでありました。しかし、躯体等については大きな損傷等はなく、若干の地盤沈下等が見られると、そういう状況でございます。

家屋被害等が最も多かったのがこの久慈湊地区でございました。したがって、この集落についてどのような防御態勢をしいていこうかということを考えていった際に、プラス1メートル、すなわち9.0メートルの整備をした場合のシミュレーションをかけさせていただいたところです。その結果、例えば浸水深、これについては随分と軽減をされると、50センチ前後の軽減であるわけでありましてけれども、これは先生方も御承知のとおり浸水深が1メートルなのか、1.5メートルなのか、これによって家屋の被害は相当に違ってくるということで、プラス1メートルのお願いをしてきたところであります。技術専門委

員会の先生方の御意見は、久慈市の主張はよくわかると、こういうお話でありましたが、本日の公表によれば既存の高さの 8.0 メートルということで公表されたところでありませぬ。

そうした中で、実は 1 ページ、先ほど部長からも御説明いただいた中で、対象津波群をどうするかということの前に、対象津波をどうするかという議論が最初はあったわけでありませぬ。その議論が進むに従って「群」という言葉になってきました。この部分の経過は余り承知しておりませぬけれども、いずれ「群」になったことにも私は若干の違和感を感じてはいるのでございませぬけれども、同時に示された基準ですな、数十年から百数十年の頻度で発生している津波を設定対象津波群として設定しておりますというのが 1 ページに記載してございませぬ。そして、その後それぞれの地区の津波高の決定に対しての考え方が示されたわけでありませぬけれども、飛び抜けて高い津波を第 1 群とするという説明だったように聞こえませぬ。そうしますと、1 ページの数十年もしくは百数十年の頻度で発生している津波を対象津波群とするという、その定義からは若干ずれているなということはお指摘しなければならぬと、このように思っております。私どもは地域に戻りまして、地域住民に説明を尽くしていかねばならぬので、ぜひ、その辺の整合について、また改めて御教示いただければありがたいと、このように思っております。

次、もう一点申し上げたいのでありますが、久慈湾も、それから釜石、大船渡、これらの港湾については湾口防波堤と、それから海岸防潮堤の組み合わせによって効果を発揮するとされてございませぬ。そうした中で、報道によれば、過日の知事所信表明演述において、大船渡、釜石については 5 年をめどに復旧を果たしたいと、力強い決意を表明されたようございませぬ。これは、5 年というある程度の視野に入った時間の中で復旧が果たされると同時に、先ほど示された防潮堤の整備もなされるということございませぬ。そこで、少しお考えいただきたいのは、久慈港についてございませぬ。久慈港湾口防波堤、ただいま築造中ございませぬ。決して完成したものが破壊されたという状況にはないわけでありませぬけれども、完成していない、いわゆる本来の機能を発揮していないという点では全く同様だと、このように思っております。久慈については、防潮堤等を 8.0 メートルで整備していきますということでありませぬならば、ぜひともこの湾口防波堤の早期前倒し整備についても県の方針をしっかりとお示しいただくことが私ども地域に戻って説明がしやすいということになります。このことについてぜひお考え等をお聞かせいただければありがたいと思ひませぬ。

以上でございませぬ。

○藤井克己委員長 報告事項でございませぬので、質疑という形で今の 2 点ですな、質問にお答えいただけますか。

若林部長お願いします。

○若林県土整備部長 まず、1 点目でございませぬが、最大クラスの津波群、それから頻度の高い津波群というお話でありませぬが、これはもう一度きちんと整理して、市町村の皆さんにきちっと説明をしたいと思ひませぬし、当方では市町村がそれぞれまちづくりの説明を市民の方々にする際にも、県のほうからも出かけて、フォローをしていきたいというように思ひませぬ。

2 点目でございませぬが、久慈湾の場合は、現在久慈湾口防波堤が整備中ございませぬ。

実は 21 年度ぐらいまでは年間 40 億円ぐらいで整備をしていたのですが、22 年度に約 20 億円ぐらいにダウンいたしまして、ここが非常に懸念をしているところでもあります。今後の進捗にやはり遅れが出るのではないかと御懸念を審議委員の方々は持たれているということでもあります。よって、久慈湾の津波対策につきましては、今回の 8 メートルという防潮堤と、それから久慈湾口防波堤と組み合わせ、セットで守るということになりますので、ほかの大船渡、釜石と同様に、今は平成 40 年という完成目標を持っておりますけれども、それをなるべく前倒しできるように我々も共に働きかけていきたいと思っております。

○藤井克己委員長 各市町村とも防災の専門委員会で幾度となく協議を重ねてこられたと聞いておりますが、市長いかがでしょうか。

○山内隆文委員代理 各市町村単位でもいろんな意見交換はしてきたとは思っております。そういうときには、かなり私どもの主張を理解していただけるのですが、それがだんだん討議が重なって参りますと、若干の距離感というのがあるかなと感じておりました。いつの間にかできるだけ一律で説明できるほうがいいということに丸められてしまうのです。

実は私どもも、先ほど申し上げた久慈湊防潮堤についてでありますけれども、これはプラス 1 メートルです。そのことによって面的な整備というものがかなり軽減をされるということであるとか、それからさまざまな国の災害に関わる制度を用いれば地元市町村あるいは県等の負担も誠に少なくて済むということなのであったのでありますが、どうもその辺の御理解がいただけなかったというのは非常に残念でございます。

それから、もう一点でありますけれども、これは意見でございますが、湾口防波堤についてでございます。力強いお話を部長からいただきました。県は国に対して国直轄事業に対する県負担分、これの軽減なり皆減を要望、要求をしているというように聞いております。私どもも県と歩調を合わせてそのことの実現に努力をして参りますけれども、万が一それが幾らかでも残ったという場合には、県の判断というものが相当に求められるということになります。大船渡であれ、釜石の湾口防波堤であれ、また他の自治体の防潮堤建設に当たっても県の経費負担というのが出てくるわけであります。そうしますと湾口防波堤、これを復旧する、あるいは新たに築造するといった場合にも県の一定の負担が残ったとすれば、それをどう割り振っていくかという県の考え方というのは非常に重要なのです。したがって、私どもはできるだけ早い時期に湾口防波堤を完成させていただいて、他の地区と同様に湾口防波堤と防潮堤による津波防災ということだからということで、私も地域に説明しているわけでもありますので、ぜひその辺についても御配慮願いたいという意見でございます。

○藤井克己委員長 要望、意見ということで、今後また協議を続けていただきたいと思っております。

ほかに何か御意見ありませんでしょうか。

では、遠藤委員お願いいたします。

○遠藤洋一委員 質問を 4 点ほどさせていただきたいと思っております。基本的な防潮堤の設置の方法とか、防波堤の質問で大変恐縮なのですが、先ほど 21 ページの資料で御説明がございましたが、今回の被災に際しましては、県沿岸の南部のほうでかなり大きな被災があったと見えるわけです。1 点目の質問ですが、これまでの既存の防潮堤設置の場合

において設計の際に対象津波群というような発想があったかどうかわかりませんが、どのような基準で既存の防潮堤が設置されてきたものか。明治29年のチリ地震津波を想定したためなのかという気もしたのですが、教えていただければと思います。

2点目ですけれども、海岸堤防、防潮堤とか、漁港の防波堤等もあると思うのですが、その設置の仕組みそのものについてよく分からないので教えてほしいのです。設置主体としての市町村と都道府県の役割としては、私の理解ですけれども、基本的に高さを決めるのは都道府県、工事自体は国土交通省等の国ではないかというふうに思います。市町村との話し合いで詰めていらっしゃるということですが、今回の被災に当たっては防潮堤の整備が不十分で大きな被災をしてしまった地域・集落もあると思います。市町村あるいは地域で防潮堤の設置について、設置そのものの要否といいますか、そこまで地域とか市町村の判断で決められるものかどうか、そこもちょっと分からなかったので、教えていただければと思います。

関連して、先ほど防潮堤の構造についてのお話もあつたのですけれども、設置する場合に海岸堤防などの構造とか、工法などは国土交通省で決められるものなのか、都道府県との話し合いで決められるものかということでございます。

それから、先ほど山内市長さんから面的な整備というような話もございました。防潮堤の高さによって、面的な整備の仕方も違ってくるといようなお話があつたのですけれども、現在の津波とか潮位の観測地点、それがどのような観点で何カ所ぐらい設定されているのか。それから面的な多重防災の発想から考えると海岸付近での高さではなくて、居住されている地域ごとの波の高さの予測も必要ではないか。要するに水深というような発想が必要ではないかと思っておりますけれども、それはハザードマップ等には表記できるものか、それについても、教えていただければと思います。

それから、3点目は、海岸保全施設、防災施設一般ですけれども、防潮堤とか、湾口防波堤だけではなくて、海岸の堤防とか陸こうとか、水門とかあるいは防潮林とかさまざまあるわけです。それらの設置についてはどのように決められているものなのでしょうか。

それから、最後ですけれども、これも一般的な話で恐縮ですが、防災に向けたさまざま対応を考えた場合に、基本的には国が面倒を見る。具体的には国直轄の場合もあるでしょうし、地方でやる場合があるでしょう。県でやる部分も、市町村でやる部分もあると思います。国からの補助金とか、地方交付税交付金とかという形もあると思いますが、特に海岸の防災施設全般について、今後の整備見通しみたいなものが分かりましたらば教えていただければと思います。

以上、大きく4点でございます。

○藤井克己委員長 幾つかの種類で出て参りましたが、ほかに関連して委員の皆さんから、私もこの点についてということがございましたらお願いします。

よろしいですか。

「なし」の声

○藤井克己委員長 それでは、御質問に関してはもうこれで打ち切りたいと思っておりますが、若林部長からお答えしていただけますか。

○若林県土整備部長 それでは、何点か御質問いただきましたが、それにお答えしたいと思います。

まず、21 ページで南のほうがやはり低かったということについてであります、明治 29 年が大体大きかったわけで、北のほうがこういう形で、その当時はその痕跡高を押しなべて大体このエリアであればこの高さだということで整備をして参りました。南のほうは、対象としていたものはチリ地震津波であります。大船渡、陸前高田は大体それでやっております、高田ですと 5.5 メートルの堤防の高さしかなかったという状況になっております。ただ、今は大船渡市三陸町になりましたが、そこらあたりから明治 29 年がやはり卓越して高いという状況でありました。よって、今回の津波はどちらかというとなんかのほうが高かった、その水位と現在の、今あった堤防の高さとの差がすごく大きかったということで被害が甚大になったというようにとらえております。

それから、堤防の設置主体であります、海岸管理者というのがあります。海岸管理者については、基本的に大きくは県であります。一部市町村営漁港の背後、つまり漁業集落を守るところに堤防がありますが、これは市町村が海岸管理者となっております。ほとんど海岸管理者の中でも、県でも背後地が例えば一般の町を守るのであれば、これは国土交通省所管になっておりますし、それから県営漁港の後ろであれば、これは農林水産省の水産庁の所管になっております。それから、背後が農地、耕地であれば、それは農林水産省農政局のほうの所管、管理になっておりますし、もう一つ防潮林ですと、これは林野庁所管という形で海岸管理者が分かれているという状況であります。これから、その海岸管理者が災害復旧を行うこととなります。あと高さ等につきましては、今回こういう形で最大の高さはこのぐらいというのを示しましたが、最終的には市町村がまちづくりの中で、こんな高いの要らないというところもありますし、それから例えば大船渡市の吉浜では、既に大体の家屋が高台に移転してありますので、海岸堤防はそれほどの高さでなくていいと、現状の高さでいいというような折り合いのついているところも実はございます。これから皆さんそれぞれの地区に行って入って、市町村がその高さ並びに背後でどうするかと。つまり、足りない部分の道路を少し上げようとか、上げて第二線堤にしようとかとかという議論が既に始まっております。

それから、構造であります、この工法につきましては国、当然災害復旧でありますから、国から災害復旧の補助をいただくわけですが、国と協議になります。それから、市町村の意見も伺うことになると思います。つまり、巨大な構造物になりますので、景観面だとか、デザイン面などについては、市町村の意見も取り入れていこうというように考えております。

それから、面整備の中で、津波観測システムであります、それぞれにまず海に、沖合に津波、あれは津波を関知する GPS 波浪計というのがございまして、これが今一部流れたというところもありますけれども、それが沖合での観測システムがございまして、大体主要な港湾には、あと各市町村の漁港等については、1 個ぐらいずつは潮位計があつて、それを観測しているところであります。

それから、あとは背後の地盤高等については、これからつくろうとする堤防を前提として、今回の東日本大震災津波が襲来したときに越流を若干します。そして、どれぐらいの背後に浸水になるか、地盤高によってどれぐらいの浸水深になるかというシミュレーションは既に市町村のほうにお渡しをしております。そういう形でございます。

それから、財源的な話であります、基本的に今回災害復旧についてはほとんど国費

で賄われるというような手当てをするということになっておりますけれども、一部にどうしても今まだはっきりしないのが水門の遠隔化とか、そういう部分については今後既往の事業がありますけれども、そちらのほうで対応できるか、それともそこに手厚い、国の財政支援があるかは今国のほうになるべく多くの支援をお願いしたいということで働きかけているところでございます。

陸閘というのは、つまり川にあるのが水門でして、道路にあるのが、海岸堤防を横切る道路にあるのが陸閘でありまして、陸閘の数は、やはり港湾とかというところがやはり多いです。数は多分、今日は資料をもってきていないのですけれども、大きな水門とかになりますと100とか120ぐらいございます。あと一部には陸閘の数は結構な数に上っているというように思います。

以上でございます。

○藤井克己委員長 御回答いただきまして、ありがとうございました。

(2) 審 議

ア 岩手県東日本大震災津波復興計画の進行管理について

イ その他

○藤井克己委員長 それでは、報告に対する質疑はこれで打ち切りまして、2番の審議に入りたいと思います。本日は、本委員会が4月から議論を重ねまして、その結果、8月11日に県によって策定されました岩手県東日本大震災津波復興計画について、その進行管理が審議の対象となっております。

それでは、まず事務局から基本的考え方、具体的な方法などについて案が提示されておりますので、説明をお願いいたします。

○大平復興局企画課総括課長 事務局の復興局、大平です。本日御説明いたします資料は資料2、3、4でございます。これは10月6日に開催いたしました総合企画専門委員会で御意見をいただき、資料を修正して本日御提示するものであります。

それでは、まず資料2に従いまして御説明いたします。復興計画の進行管理であります。基本的な考え方といたしましては、県が行う施策事業の実施状況や進捗について明らかにし、計画の実効性を高めるということでありまして、そして、その着実な推進を図ること、さらに次に実施する取組につなげていくということでありまして。

下のほうにイメージ図が書いてございます。大きく分けまして、復興計画の進行管理のツールといたしまして、県民意識調査、客観指標としての岩手復興インデックス、それから復興実施計画の施策体系に基づく進捗管理、もう一つは政策評価との連携であります。その中の1の(1)ですが、県民意識調査は被災者の状況、復興に関する意識などを継続的に調査するものであります。内容については次ページ以降で御説明申し上げます。

基礎データ、復興インデックスと言っておりますが、基礎データである客観指標につきましては、例えば人口動態や商工業指標などの客観的なデータを活用し、復興、復旧の推進状況を見るということでありまして。もう一つ、被災地域において復興の動きを観測できる、観察できる立場の人々の協力を得て復興の動向を把握するというものであります。さらに、県が行う施策事業の進捗管理であります。3つの原則の観点から計画に盛り込んだ施策分野、取組項目、事業の進捗状況を明示するというものであります。

大きく分けたもう一つの政策評価でありますけれども、「いわて県民計画」の次期アクションプランにも復興の取組を盛り込んでいきますので、政策評価とも十分連携するというものであります。さらには、県民協働型評価によりまして、NPO等の参画により施策の評価を行っていくというものであります。

2ページ目であります。具体的に御説明申し上げます。県民意識調査につきましては、イメージといたしまして県民アンケートを行うということで、計画期間中の23年度から31年度まで毎年度実施して参りたいと考えております。内容については、今後詰めていきますが、大きな項目といたしまして、生活全般の満足度、復興全般の実感意識、復興に向けた3つの原則に係る実感・意識、4つ目といたしましては津波・復興に関する行動意識、意識がどのように変化したか等であります。

客観指標、復興インデックスであります。地域の復興状況を客観指標に基づいて調べていくというものであります。例えば、NIRA研究所が行っているものがありますが、これをそのまま使うわけではありませんが、イメージといたしましては生活基盤の復旧状況を表す指標として、公共インフラあるいは瓦れきの撤去率等を活用して地域の復興状況を調べようとするものであります。人々の活動状況につきましては、例えば市場の取引量、有効求人倍率等の指標を使つてはどうかということでもあります。

3ページであります。復興実施計画の施策体系に基づく進捗管理といたしまして、実施計画の441事業に基づき進捗状況を把握し、公表するという個別事業ごとの、例えば防潮堤が何メートル計画されていて、そのうち何メートルできているとか、そういうものであります。そういうアウトプット指標に基づき進捗状況を把握、公表するするものです。この把握・公表につきましては6カ月ごとに考えております。

実施計画の施策体系レベル、3つの原則、さらにそれが10分野に分かれておりまして、さらにそれが具体的には22の取組項目になっております。それらの構成事業、進捗度を集約して判断すると、22の取組項目に集約していくということで、これらについても6カ月ごとではどうかと考えております。

さらには、22の取組項目の代表的な取組、例えば防潮堤がどうなっているかとか、仮設住宅がどうなっているか等代表的な取組を選定し、それらについて公表していくというものであります。さらに、(4)であります。政策評価との連携ということで、先ほど申しましたように「いわて県民計画」の次期アクションプランに復興計画の取組が盛り込まれることとなります。その中で、次期アクションプランでの政策評価を通じてPDCAサイクル、PLAN・DO・SEE・ACTIONのサイクルで評価、推進するというものであります。県民協働型評価につきましては、先ほど申したとおりであります。

3番の計画の進捗状況等の報告であります。本復興委員会と総合企画専門委員会におきましては、9月、3月頃の年2回復興インデックスあるいは計画の施策体系に基づく進捗状況、県民意識調査等について報告して参りたいと思っております。

最後のページであります。県議会に対しましては、議会の特別委員会が設置されてございます。そのような場におきまして、計画の進捗状況を御報告して参りたいと思っております。

さらに、県では復興本部員会議を月1回程度の頻度で開催してございますので、それら

についても必要に応じて報告して参りたいと思っております。

その他でありますけれども、本年度は発災から1周年の機会にシンポジウムが開催できないか、復興の推進状況などについてシンポジウムが開催できないか、今検討しているところであります。

資料3であります。復興実施計画の着手状況について御説明申し上げます。本年度作成いたしました復興実施計画の第1期の着手状況について御報告いたします。これらが次回以降につきましては進捗状況ということになりますが、計画ができたばかりということと、事業が着手したばかりということで、進捗状況でなく、今回につきましては着手状況について御報告申し上げるものであります。その真ん中の表のところではありますが、3原則及び10分野の取組の着手率であります。3原則は、「安全」については82.5%、「暮らし」については87.9%、「なりわい」については84.4%、合計85.3%であります。

「安全」の確保の分野であります。防災のまちづくり分野では53事業中、平成23年度に着手予定は39事業ございます。そのうち30事業、76.9%が着手済みであります。具体的には、災害廃棄物緊急処理事業は、生活に支障が生じる災害廃棄物についてはすべての被災市町村で一次仮置場へ撤去完了しております。

次、2ページであります。交通ネットワークの確保であります。同様に23年度の着手予定が18事業で、そのうち17事業が着手済みであります。大きな2番、暮らしの再建であります。生活・雇用分野では、同様に23年度着手については、33事業中29事業が着手済みで、1事業は完了しております。保健・医療・福祉分野であります。同様に47事業中40事業が着手済みであります。教育分野につきましては、30事業中30事業すべてが着手済みということになります。具体的な読み上げは省略させていただきます。

次であります。大変恐縮であります。3ページの上段、地域コミュニティ分野では、17事業中13事業が着手済みとなっております。

大きな3番、「なりわい」の再生につきましては、水産業・農林業分野では、99事業中82事業が着手済み、具体的には共同利用漁船あるいは製氷保管庫等であります。

次に、4ページであります。商工業分野では、71事業中62事業が着手済みであります。復興支援ファンド設立事業などがございます。観光事業は30事業中24事業ということになります。具体的には別紙を御覧いただきたいと思っております。次のページ以降の、右上に別紙と書いてございまして、その紙をめくっていただきまして、防災のまちづくりの1ページのところあります。ただいま説明いたしました内容が具体的に書いてございます。表の見方ですが、事業名、事業主体、事業概要、その後に実施年度が書いてございます。23年度から25年度、それから26年度以降として表示しております。例えば上から5つ目のところで多重防災型まちづくり推進事業の復興まちづくり支援事業につきましては、23年度は実施予定がございませんので、実施状況欄のところは「-」で記載しております。今年度の事業は予定されていないということでもあります。一方、1つ飛ばして警察官緊急増員事業につきましては、23年度に一部実施を予定しておりますが、実施状況欄については空欄となっております。これは、まだ未実施、未着手ということもございます。このような表の見方をしていただきたいと思っております。具体的な着手の内容につきまして、例えば防災のまちづくりの2つ目の項目で、多重防災型まちづくり推進事業の備考欄であります。市町村に情報提供済み、協議を実施中と記載しております。あるいは真ん中のとこ

ろで警備船さんりく復旧事業では9月補正予算で措置するため、まだ実施していない等というように書いているものであります。これが441事業ございますので、これについて具体的な御紹介は省略させていただきたいと思えます。

次に、資料4でございます。今回の資料2と3を基本的なベースといたしまして、総合企画委員会を10月6日に開催いたしましたところでございます。その2、委員会の議論のところ、主な意見について御紹介申し上げます。主な意見の概要のところ、下のところに復興計画の進行管理というところがございます。これにつきましては、全般的な事項といたしまして、「イメージ図は、良くできている。自己評価レベルの事業進捗とうまくリンクし事業の効果が見える「客観指標(=復興インデックス)」を選定できると理想的である」ということで、復興インデックスの指標について適切なものを選ぶようにという御助言をいただいております。

次のページの3段目であります。「復興に関する現時点での被災者の正直な実感は、「復興の『入口の手前』」といった感じ。そういった被災者の視点・実感に立ったインデックスが必要」ではないかということでもあります。

着手率については、事業を進めようと思ってもこんな問題があって進まない等というところをあぶり出していくということが重要ではないかという御意見をいただきました。

さらに、多様な主体のところでもあります。「行政だけでなく、経済界、県民、大学など多様な主体が一体となって進めるべき。各主体に役割を任せ、進捗状況等の自己評価を県が吸い上げるような仕組みを検討してもいいのではないか」ということです。関連いたしました一番最後のところでもあります。例えばということで、本復興委員会には各界の代表者の方に委員に参加していただいておりますので、各業界から現状とか課題等について自己評価してもらってはいかがかという御意見も頂戴しております。

さらに、3ページの上から2つ目ではありますが、ウォッチャー調査ということで、総合企画委員会には県民意識調査のみ提案いたしました。これにつきましては、時間がかかり過ぎると、集計まで半年とか、公表までには時間がかかり過ぎるということで、国が行う景気ウォッチャー調査というのがあるので、それに類似した復興感のウォッチャー調査を検討してみてもいかがかという御意見をいただきました。これを踏まえまして、資料に復興のウォッチャー的なものを入れたものであります。

以上資料4までの説明を終わります。

さらに、参考資料といたしまして「東日本大震災津波被害と岩手県の取組」という資料を添付しております。これは参考資料であります。それらの中で、例えばということで、7ページにつきましては安全の確保の分野で被災市町村のまちづくり計画がどのようになっているか、あるいはいわゆる瓦れきの進捗状況がどうなっているか、あるいは9ページであります。仮設住宅と避難者の関係等について記載してございます。

さらに10ページにつきましては義援金、寄附金の状況ということで、被災者への支給額がどうなっているかということに記載した資料を参考までに提示してございます。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。今復興計画の進行管理について資料2に基づいて、それから実施計画着手状況について資料3、並びにこの委員会に先立って10月6日に開催されました第6回の総合企画専門委員会の概要について、資料4で説明をいた

だいたところでは、この委員会と第6回の総合企画専門委員会、両方御出席いただいているのは、平山委員でございますが、何か補足等ありましたらお願いします。

○平山健一委員 平山でございます。大体御報告いただいたと思いますが、総合企画専門委員会では、復興計画の進行管理について議論いたしました。

その中で資料3にございます着手状況について、合計で85.3%の事業が始まっていますと記載されておりますこれは、ちょっと楽観的な数字ではないかと、現場を見たらとてもそんなような印象はないという非常に強い意見がありました。その他にも色々な意見が出たわけですが、やはり復興の担い手というのは行政だけではなくて多様な主体の参画を求めると、このことはもう明確に復興計画にきちっと書かれているところがございます、この進行管理におきまして、もっとオープンな形でやっていったらどうかというような意見がここにあらわれていると思います。その中で、例えば本委員会の委員というのはそれぞれの分野で第一人者の方でございますので、そういう人たちにその分野の自己評価的な進行状況の報告と課題の報告をしていただくとか、あるいはその分野でどんな貢献ができるかということをもっと積極的に発言していただく、というようなことをしてはどうかという意見が出まして、これはこの復興委員会に投げかけられた、我々専門委員会からの意見でございますので、ぜひこのあたりを本日議論をいただければありがたいなということを考えております。

以上でございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。総合企画専門委員会からの御提案と云っていいでしょうか。多様な主体でもって復興を立ち上げていくという、そういう考え方からすれば何か岩手県の復興計画、県任せあるいは地方自治体任せにするのではなくて、各界の総力挙げてという考え方、特にこの委員会で各界の代表者の方がお集まりですので、次回に向けて取組状況ですね、県の着手率を聞くだけのみならず、各界の動きについてもきちっと整理して御報告、意見交換できるような、そういう場に本委員会をしてはいかがかという、そういう御提案かと思えます。多様な主体、みんなで立ち上がっていくという、そういう趣旨を踏まえての御発言かと思えます。そういう専門委員会からの御提案ございましたが、まずは進行管理について各委員の皆さんから御質問、御意見伺いたいと思えます。

いかがでしょうか。まず考え方が資料2の表に記載してございます。この辺で基礎データ、客観的な数値をどう把握していくかということも総合企画専門委員会では、ウォッチャーですね、そういうものを設けてデータ把握してはという御意見もあったようです。この辺が恐らく資料2の1ページの(2)番の「また、被災地域において復興の動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの復興の動向を把握する」と、この辺の文章に反映されているのではないかなと思って聞いておりました。委員の皆様、いかがでしょうか。県民意識調査となりますとページ2、同じ設問で把握しませんと毎年の推移がとらえられませんが、そういうこととなりますが、これは不特定多数の方に発信して援助いただくという、そういうアンケート形式になるわけですね。

○大平復興局企画課総括課長 県は毎年県民意識調査というのをやっております。それにつきましては、今回は復興に絞るということでもありますけれども、毎年の意識調査、県民の満足度などについて、大体5,000人規模で選挙人名簿から抽出いたしまして、全県の

に行っているものであります。今回は、県民意識調査とは別に、復興に関する意識調査をやってはどうかと考えております。また、設問も復興だけということで考えてございます。規模等については今後検討いたしますが、県民意識調査を基本的なモデルといたしたいと思っております。

○藤井克己委員長 どうぞ。

○高橋真裕委員 2点ほどお伺いしたいのですが、1点目の前にこの復興計画の進行管理については、私はさまざま工夫をされておりますので、これを実効のあるものにしていけばかなり管理はしっかりと進むのではないかなというふうな認識を持っております。その前提に立っての幾つかの質問ですが、まず1つは先ほど平山委員からもお話がございましたけれども、着手率の85.3%という数字ですが、着手というのは何を以て着手と判断しているのか。この辺のところの定義がはっきりしないと各部門で、私たちはここまでやっているのでは着手をしたというふうに見ているとか、あるいはそこまでいってないにもかかわらず、着手をしているというふうカウントしている部署も出てくるというようなことも考えられますので、この着手という定義を明確にしておいたほうがよろしいのではないかなということが1点です

それから、私どももいろんな被災地を回って歩いてみますと、なかなか復旧、復興が思いどおりに進んでいないというふうなお話を聞く機会が多いわけですがけれども、それは国の役割、県の役割、市町村の役割、それぞれが絡み合っているわけですし、市町村のランドデザインができていないがためになかなか、例えば工場の新設が進まなかったり、修理が進まなかったり、あるいは住宅の復旧が進まない、そういうこともあって、全体としてなかなか地域の復旧が進んでないというふうな印象を持たれている。それは、とりもなおさず県の役割の部分としての話なのですけれども、この85.3%の着手率と、それから実態との乖離といいますか、認識の相違というのがこの数字から出てきてしまっているのではないかなというふうな思いも私は感じております。したがって、この数字の説明というのは、かなり慎重に丁寧な説明を行っていかねば、県民の、あるいは特に被災地の住民の皆さんの御理解をいただきにくいのではないかなというふうな思いもございまして、その辺のところは慎重にあるべきだろうと感じておりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

以上です。

○藤井克己委員長 1つだけよろしいですか。御回答よろしく申し上げます。

○大平復興局企画課総括課長 同様の意見を総合企画専門委員会でもちょうだいしてございます。この着手状況につきましては、今回限りの発表になろうかと思っております。次回以降につきましては、具体的な進捗として、どの程度進んでいるかということをお説明させていただきたいと考えております。と申しますのは、例えば県といたしましてゼロ予算の場合もございまして、例えば、着手率については、市町村と協議しているとかというものも数えているところです。さらには、契約したとか、そういうものも着手になっております。一方で、県民感覚あるいは被災者の感覚からいたしますと、着手したといっても、工事が始まっていないのではないかと考えられます。いかに県と業者の間で契約しようが、今資材を手配していますといっても全然見える形になってございませぬので、それについては今回は総合企画専門委員会からも同様のお話として、県民のいわゆる肌

感覚からみると、この着手率というのは、いわゆる自己満足的になっているのではないかと御指摘をいただいたわけです。そのようなところにこの資料と実際の感覚との差があると思っております。今回の資料は、これをもってこんなにやっていますよということを示すものではございません。あくまでも8月に策定した実施計画に基づいて9月末現在ではどうなっているかと、その事業が進んでいるということの参考ということで作成したものでございます。

当局から各部局に着手状況を照会したわけでありますが、その際に、このようなものは着手で、これは着手でないという詳細な定義をしてとりまとめたものではございませんので、一部ばらばら感というか、そんな点もあることについても反省してございます。

いずれ次からは進捗状況という形で、例えば工事がどのぐらい進んだとか、発注がどのぐらいになったとか、そういうような客観的な指標をお示ししていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○藤井克己委員長 植田委員お願いします。

○植田眞弘委員 復興インデックスのことなのですが、基礎データのことです。私は宮古に職場があり、家もありますので、宮古に住んでおりますが、その生活の実感の中からもまだまだ復旧から復興に移行しているなという時期ではないのですけれども、どうしても取り残される人たちとか地域というのは出てきてはいけないわけですよね。そういう社会的弱者という言葉がいい言葉なのかわかりませんが、雇用が再建されているけれども、その再建の中身というのはワーキングプア、要するに非常に低賃金のパートとか、そうならないわけでは、そういうものもこういう人たちが取り残されているのではないかと、この人たちを救済しなければいけないのではないかと。そういうことの実態をわかると思いますか、そういう指標を加える必要があると、そんなことはわかり切ったと言われるかもしれませんが、取り残された人たちが出ないことが目標なわけですが、そういう形でアンバランスが生じているのか、あるいは生じてないのか、実態もわかるような復興インデックスの項目をぜひ設定していただきたいと考えます。場合によっては、県立大学としても、県立大学に限らずですが、大学でもそういう問題に関しては連携できるというふうに考えております。

以上です。

○藤井克己委員長 単なる平均だけでは押さえ切れないような部分ですね、取り残されたという表現をされましたけれども、働いてはいるけれども、所得水準が低いとか、その辺の数字も拾い上げるような工夫をと。大平総括課長、この点について、何かありませんか。

○大平復興局企画課総括課長 まず、インデックスということで申し上げますと、インデックスは公表されている統計情報を活用するということがまず基本的な考えでありまして、その中で今植田先生おっしゃるような状況をとらえる指標を見つけ出すことは非常に難しいと思っております。そのような状況ですので、もう一方として先ほどは御説明を申し上げませんでした。今内部的に検討しておりますのは、産業分野における県民意識調査のようなアンケートというものができないかということを考えています。例えば商工会議所の御協力をいただきながら、企業の例えば雇用が何人いたのが何人やめていただいているとか、あるいはその中で再建についてはどういう動きしているとか、これらについては、項目については検討しなければいけないと思っておりますが、そのようなものも必要

ではないかという内部的な議論もございましたので、先生の御意見も参考に、なかなか難しい調査になろうかと思いますので、御意見も伺いながら参考にしていきたいと思っております。

○藤井克己委員長 遠藤委員お願いします。

○遠藤洋一委員 意見と質問も含めて大きく3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず、重層的・多面的なツールを用いての進行管理を提示いただいたことはありがたいことだと思っております。私は、2回目の委員会でも復興過程における減災というような考え方について申し上げさせていただいたと思うのですが、進行管理そのものが言わば減災管理、復興過程における減災に役立つものではないかと思っておりますので、丁寧な形で今後の進行管理を進めていただければと思います。

最初に、質問になりますけれども、1点目ですが、復興基本計画の第5章の三陸創造プロジェクトとか、6章の多様な主体との連携の状況も進行管理の対象として考えられるのではないかと思います。もしそうだとするならば、その2つの分野についての評価、管理方法というのは、今日お示しいただいた4つの手法そのものではない、別の方法でチェックしていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、2つ目は、お示しいただきました4つの進行管理の方法ごとに何点か気がついたところを申し上げさせていただきますが、まず県民意識調査でございます。これは復興基本計画の「復興の目指す姿」として示されている「被災者一人一人に寄り添う人間本位の復興」という視点からも評価できるものだと思いますが、特に定性的な評価に当たっては、従来開発されてきている社会心理学的な視点からの調査とか解釈、分析も必要ではないかと思っております。御存じの方もあると思っておりますけれども、「生活復興カレンダー」というふうなものに基づいての復興についての分析も進められておるとも聞いておりますので、このようなものも参考にできればと思います。

それから、意識調査の方法として、アンケートという方法もあると思っておりますが、アンケート以外の方法もあるのではないかと思いますので、それらについてどのようにお考えになっておられるかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目にインデックスの話がありましたけれども、基礎データについては、同じインデックスでもって8年間通して見ていくのか、場合によっては色々なものを取り入れながら、基本は基本として補完的なインデックスも使いながら調査する予定なのかという点です。

3点目、施策とか事業の進捗管理について、特にこれは前回の委員会でも阪神・淡路の例等でお話ししたのですけれども、中間の節目といいますか、本県で言いますと復興実施計画の1期、2期が終わった段階ですね。ここでは、まとめ的な検証や見直しのようなもの、あるいは最終的な段階の総括の検証の場合には、次のステップにつながるような復興計画後のアフター計画といいますか、あるいはさらに将来の他の地域をも含めての教訓ともなるような情報発信ができればと思っております。この点について事務局のお考えがありましたらお願いいたします。

4点目は政策評価との連携ということですが、「いわて県民計画」とのすり合わせは非常に大事なことだと思っております。県民計画のアクションプランの政策編の各政策項目に、復

興に関わる取組等が盛り込まれるというお考えだと思いますけれども、アクションプランのうちの地域編、特に沿岸広域振興圏の施策における復興施策の扱いはどうなるのか。それから、県民計画の長期ビジョンには6つの構想というのがありますけれども、それと復興計画との関係はどうなるのかという点です。

次に、県民協働型の評価、これは初めて伺ったのですけれども、どのようなものを対象に県民協働型評価をお願いするのか、どんなふうなスパンで評価を、あるいは提言をお願いするものかということです。

進捗管理の方法についての最後ですけれども、進行管理全般に専門家の方々、特に今回はオブザーバーの方とか、専門委員の方にも入っていただいておりますけれども、こういう方々の御意見、進捗管理に当たっても協力お願いできるものか、さらにはそれ以外に開かれた復興というような観点で進行管理全般、中期とか、最終的なとりまとめの段階で、さまざまな災害復興に関わる学会の方とか、研究所、研究者の方々もいらっしゃると思いますけれども、このような方々からの御意見も伺えれば有効ではないかと思います。

いずれ第6章の6に「専門家の意見・提言の反映」ということも書いてありますので、進行管理にもこのことが反映できればと思いました。

それから、大きな次の分野ですけれども、今回の計画を進めていく上で、復興計画、実施計画の策定時点でまだ想定されなくて、後の状況の変化とかに応じて必要となってくる補完的な、追加的な事業というものも考えられると思います。それに関連しまして先日の新聞報道ですと、国では復興基金というふうなものを設定すると報じられております。復興基金はこれまでも大きな災害で設定されたものなわけですけれども、今回、総額としては1,960億円ぐらい、本県分としては420億円ぐらい、基本財産のことかと思うのですけれども、それが設定される予定だというふうな報道があったわけです。ただ、この基金の性格ですけれども、阪神の場合には運用型の基金だった。これに対して、今回は取り崩し型の基金だというふうに伺っております。運用型から取り崩し型に変わったことによって、実施可能な事業とか、この基金に期待される補完的な機能というものが減少する懸念はないのかということが心配になりました。

○藤井克己委員長 幾つかございましたが、これでよろしいですか、ほかに関連してもし御質問ありましたらあわせて質問お受けしたいと思うのですが、よろしいですか。

それでは、事務局からお願いします。

○千葉政策地域部長 政策地域部の千葉でございます。今多岐にわたって御質問をいただきましたので、そのうち「いわて県民計画」、特に次期アクションプランについての基本的な考え方について、御説明をさせていただきます。今からご説明する内容は、先日の県の総合計画審議会で御説明した内容でございます。改めてこの委員会でも御説明をさせていただきます。

まず、今回の復興計画と「いわて県民計画」の関係でございますけれども、いわての未来を切り拓く6つの構想というのが長期ビジョンに入っているわけでございます。6つの構想の推進については、まず最初のアクションプランは実質2年でございますので、その2年間で基本的な検討を進め、今度の4年間では総合的に推進するというところで、一旦、工程表的なところまで作業は進めたところでございます。御案内のとおり、今回の大震災に伴う社会経済情勢の変化等を踏まえまして、今度のアクションプランではなく、次の第

3期のアクションプランの中で総合的な推進をしていこうということとし、推進時期を伸ばしていきたいと考えております。ただし、具体的な事業レベルでこの6つの構想の推進に関する取組を進めることができるものにつきましては、第2期アクションプランで取り組むというような考え方で進めたいと考えております。

また、アクションプラン地域編についてですが、今回特に大震災で被災されました沿岸・県北の広域振興圏につきましては、地域の御意見も伺いながら、第2期アクションプラン地域編自体を策定するかどうかについても含め検討したいと考えているところでございます。いずれ、開かれた復興ということにつきましては、基本的には復興計画で色々と掲げられているわけですが、先ほどお話しができましたけれども、民間の方々からのさまざまな御支援等がございますので、その点につきましてはアクションプランにもきちんと盛り込んで進めたいと考えているところでございます。「いわて県民計画」との関係について、先にお答えをさせていただきました。

その他のご質問については、大平課長からお答えいたします。

○藤井克己委員長 それでは、それ以外の部分についてお願いします。

○大平復興局企画課総括課長 たくさんいただいたので漏れているかもしれませんが、基本的な進行管理の考え方といたしまして、やはり進行管理をしながら遅れているところとか、あるいは漏れている部分とか、そういうところがないか、あるいはその場合の原因は何かとか、そういうことを明らかにすることが基本的な考え方になりますので、手法については随時見直す部分があるかと思えます。

一方で、県民意識調査のような内容については定点観測というか、同じ質問を8年間通じて実施することが基本になっていくのではないかと考えております。インデックスや事業の進捗管理などにつきましては、適切な指標がありましたならば基本は基本といたしまして、変えていくということも当然あっていいと考えております。節目節目の状況というのは、当然第2期計画というのが3年後にスタートするわけでありますので、そのときに、この第1期の進捗管理全体を総括しながらどういうことが遅れている、あるいはどういうところが順調であるというところで事業の見直しなども含めまして、大きな見直しというのが3年後と6年後にはあると思っております。その際には、外部の専門家の方々の御意見や、あるいは今回の復興委員会の中にも専門委員ということで学者の方々、研究会の方々など様々な方に入っていただいておりますので、そのような方々の御意見をいただくということもあろうかと考えております。

また、最初にお話しいただきました三陸創造プロジェクト、多様な主体との連携に関する進行管理でありますけれども、三陸創造プロジェクトにつきましては、アイデア段階のものから実行段階、「いわて県民計画」のアクションプランに盛り込まれるもの等、様々ありますので、今回お話しさせていただいた手法ということではなく、三陸創造プロジェクトについてはどうなっていますよということで、別途定期的な御報告を申し上げるのがよろしいのではないかなと考えております。多様な主体も同様でございまして、多様な主体との連携については具体的にどのような取組が行われている、あるいはNPO様とか開かれた復興という観点からこういう提言があると、あるいはそういう特別な取組が行われているというような御紹介をするのがいいのではないかなと考えております。そのような中で、県民意識調査の中でも定性的な評価等については委員からいただきましたお

話しも含めて、また御相談、御助言をいただきたいと思っております。

次に、復興基金につきましては、現在国のほうからアウトラインが示されております。総額で1,960億円、そのうち岩手県が420億円。ただその420億円も県と市町村でどのように配分するか、その辺の具体的なところは国から提示されておられません。今後、県で考えていくということになるのかも含めて提示されていないところでありまして、今後検討いたします。

一方、基本財産という考え方ではなくて、いわゆる基本財産というのは財団を設立するということになりませんが、それについても可能性がないわけでもありませんが、基本的には取り崩し型というのは、いわゆる県の予算に積むというイメージでありまして、420億円を県の基金に積んで、いわゆる県の歳入歳出という形で管理していくというようなイメージを持っているようでもあります。これについては、取り崩し型であるから自由に使える、県の予算に入るから制約が大きいとかいろいろとお考えになられると思いますが、例えば、年度の繰り越しが難しいとか、様々な制約は、外に置くよりは内部に置くほうがあろうかと思えますけれども、事業の内容そのもの自体については、支出上の制約があるからといって、制約されるということではないのではないかなと考えておるところであります。

県民協働型評価につきましては、NPOが県の取組を評価して、それについて御提言をいただくということになります。どのようなテーマを選ぶかは評価するNPOの得意とする分野というのがございますので、それらの中で復興計画の中から御提案をいただいて、県のほうで審査というわけではないのですけれども、それで今年はこれお願いしますというか、熟度とかいろいろ勘案しながら、幾つかのものを委託していくという形での評価をするというものです。その評価結果については半年後にいただきまして、各部局あるいはこのような場で御紹介申し上げるというような形を考えております。

以上であります。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。ほか御意見ございますでしょうか。

長岡委員さん。

○長岡秀征委員 長岡でございますが、ちょっと教えていただきたいのですが、私も工業関係ですと、大船渡、釜石地区の企業で本社が一括してその事業年度でどのぐらいを今度の震災でもって復旧するかとか、そういう予定がどんどんできているわけなのです事業の進行の評価について、ここまでは県が担当し、それ以降の部分については私どものメンバーでやってくれとかという、そういう打ち合わせなどということは、この着手率の中にこの部分は民間でやってほしいというようなことが盛り込まれているのでしょうか。といたしますのは、今年度は例えば釜石地区では、私どもの設立会社なのですけれども、そこではこういうことをやりますというようなことを年度計画として出ているのですけれども、それと県との絡みというのはどういうふうになっているかちょっと教えていただければありがたいのですが。

○藤井克己委員長 それでは、大平総括課長お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 おっしゃっていただいた事業がどれかというのが特定できないものですから、一般論で申し上げます。今回は県の着手率ということで、県が直接実施あるいは補助などとして支援するというものでありますので、そのようなスキームがで

きている場合には着手というものになろうかと思えます。それがその100社のうち1社に対する支援であっても、着手ということになります。一方で民間ベースで、御自分の資金で復旧・復興されていくという場合にはここに掲げるような事業スキームにのってきませんので、進行管理の対象にはなっていないということになろうかと思えます。

○藤井克己委員長 御回答よろしいですか。

○長岡秀征委員 総合企画専門委員会で、先ほど平山委員が言ったように各業界の現状、課題、取組方法について自己評価してもらったらいかがかなというこの御提案をいただきましたので、私どもの工業会でもアンケート調査とその後の進捗状況については報告はしていただいているのですけれども、特にこの復興委員会の委員に業界の現状とか課題というのを御発表いただくことは、今後必要なのかなと思いましたので、お聞き次第でございます。

○藤井克己委員長 要望として受けとめていただければと。回答されますか。お願いします。

○大平復興局企画課総括課長 ただいま申しましたように、この事業の進捗管理は県が管理するもの、関与するものでありますので、総合企画専門委員会で議論としては、県が関与するものだけでは復興の全体像から抜け落ちている部分というのがあるだろうと、それは民間の方々、例えば工業クラブのメンバーの方とか、商工会議所のメンバーの方々が自主的にやっているとか、会としてで取り組むようなもの、そういうものがここに入っていないので、そういう方々の意見とか進捗状況、進捗状況については復興委員会の委員の方から御意見いただくなどが必要であろうということでした。具体的にどのように御報告いただくかについては、今この場ではなく、次回になろうかと思えますので、また別途総合企画専門委員会などでも御意見伺いながら、皆様をお願いしていきたいと思っております。

○平井副局長 追加して発言させていただきます。85%というのはあくまで資料2の1ページの(3)の内容の一つでございます。施策事業の進捗管理の一環としてお出ししているものでございまして、個々の地域の、例えば工業団地の計画の進捗度合いとかというのは、これはなかなか一律につかみづらいところはあるのですけれども、このページでいきますと(2)の客観指標、つまり県が(3)の施策を実施した結果、どれだけ地域で工業団地が立ち上がっているのかということをつかまなければいけないという意味で(2)があるわけございまして、これは一律の指標をとらえづらいところは先ほど大平から申しましたように、アンケート調査などを活用してきめ細かくとらえていきたいと考えております。そういうことですのでぜひ御協力いただきたいと考えてございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。予定の時間が参りましたので、協議事項に関する質疑応答はこれで打ち切りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○藤井克己委員長 今の意見交換にもあらわれておりますように、いろんな形での復興推進が行われているかと思えます。県の復興基本計画におきましても第6章の復興進め方、県が市町村と連携して、あるいは県民関係団体、企業、NPO、県内外の多様な主体と連携してということが盛り込まれているわけございまして、総合企画専門委員会からの御提言にもありますように、この復興委員会、県内の各界の代表者が参加しておられますの

で、本当に各界を挙げて復興に取り組むということを考えますと、それぞれの業界で現状における課題や課題解決のために業界として何ができるのかというのを次回以降意見交換できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。何か県に投げて、進行管理をこの委員会でチェックして苦言を呈するだけに終わらないように進めていきたいと思えます。

以上を審議のまとめとさせていただきます、本日ずっと御出席いただきました達増知事から何か所感ありましたらお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○達増知事 御審議ありがとうございました。先月知事選挙がございまして、それで岩手県内を何度も回り、沿岸市町村すべてに何回も入りまして、今まで行くことができなかった被災の現場にも足を運ぶことができ、破壊のすさまじさを改めて目にしてきたところがありますし、また多くの被災者の方々と接する機会もございました。その中で、感謝の言葉を多く聞くことがございまして、例えば仮設住宅のところに選挙カーで行きまして降りて街頭演説をいたしました。その際、復興計画の中身をまず紹介するわけでありましてけれども、事前に何の連絡をしなくてもかなりの人たちが仮設住宅の中から出てきて話を聞いてくださって、終わった後、「達増さんありがとうございました」、「助けていただいています」、「お世話になっています」と感謝の言葉をたくさん聞きました。通常の選挙では「頑張ってください」という激励の言葉はたまに聞くこともありますが、感謝の言葉をこれだけ聞いた選挙というのは初めて経験したことでした。この感謝の言葉というのは知事個人や県当局への感謝の言葉というのではなくて、公全体に対する感謝の言葉、被災者皆さんが受けている全体に対する感謝の言葉ということで市町村もそうですし、国もそうですし、また行政以外も今日いらしている、委員の皆さん方のそれぞれの団体でありますとか、またその関係の分野からの多くの支援、そして復旧・復興への動きというものがかなり被災地において感謝の気持ちとして受けとめられているということを確認することができました。課題はとても多くあるのですけれども、この復興計画の基本の部分はそのまま進めていけばいいという確信を得ましたし、また今日この進行管理、復興計画の進行管理ということについてかなり突っ込んだ議論をいただきまして、これでフェーズは危機管理から復興管理へと移ってきているなという実感を強くしております。

危機管理から復興管理ということで、クライシスマネジメント (Crisis Management) からリコンストラクションマネジメント (Reconstruction Management)。このリコンストラクションという言葉は、辞書的で「復興」を引くとリコンストラクションと出てくるのですが、復興管理、復興管理という言葉も今日頭の中でも何度も繰り返して言っていたら、リプロモーションという言葉が浮かびました。リプロモーションという英語はないのですが、復興の「興」というのはプロモーション、地域振興というときの振興するの、プロモーションですよ。そして、「復」がついてリプロモーションと。リプロデュースという言葉があって、これは子供を産むことをリプロダクション (reproduction) と、こう言うので、何かそういう子供を生み出すようなことで動き回っているというニュアンスのほう、リプロモーションという言葉にはあるのかなと考えたところです。今のお話は、英単語を発明してしまう話でありまして、皆さんにこれを使ってくれというわけにはいかない話ではあるのですけれども、いずれにせよ事態は今復興管理というところに移ってきているという思いがしております。

昔から行政管理という、行政のマネジメントということはあるのですが、これは行政改革を制度化して、絶えざる改革を行政でしていこうというのが行政管理なのですが、復興管理というのも絶えざる工夫をしていく、改革と言ってもいいのですが、今のやり方でいいのか、まだやれてないところがあるのではないかと常に現状を厳しく見て把握しながらやり方を工夫していくという、そういうことを絶えざる努力としてやっていくことが復興管理なのだと思います。行政管理と違うのは、行政以外の主体が大々的に関わっているということでもあります。このような新しい営み、まさに創造的な、クリエイティブな作業であって、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」という、この復興計画の目標である創造ということに正に結びつくことが復興管理ということだと思います。復興委員会の仕事もこの計画の策定から復興管理ということに重心が移っていくわけでありすけれども、必要に迫られてやらなければならないということであると同時に、この岩手の底力を引き出して今までになかった行政のあり方、今までになかった行政以外の主体も含む公のあり方をこの岩手から創っていくという、非常に創造的な作業でもあると思いますので、さらなるご協力をお願いして、私からの言葉といたします。ありがとうございます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。皆様からほかにありますか。

それでは、伊東委員。

○伊東碩子委員 知事からの御挨拶のあったところで発言するのは大変失礼とは存じますが、岩手県はちょうど今実りの秋という時期でございます。海、山の幸が豊富でございます。私はそれを誇りとしている県民の一人でございますが、米を初め多くの食品の原発による放射性物質の検査に岩手県御当局は取り組まれておりまして、安全性の情報提供をいただいておりますが、なりわいが営まれまして、安心、安全な食材として利用できるよう栄養と食の面から健康支援している者として、さらなる正確な情報を継続して御提供お願いしたいものだと考えております。農林水産部の今後の御努力に御期待申し上げまして、ぜひともその点をよろしく願い申し上げたいと思ひまして、一言申し上げさせていただきます。

○藤井克己委員長 ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

○森復興局企画課計画課長 長時間の御審議まことにありがとうございます。

3 その他

○森復興局企画課計画課長 ここで事務局から連絡させていただきたいと思ひます。今年度、本委員会をもう一回開催する予定としてございます。具体の日時につきましては別途御連絡申し上げまして、調整させていただきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

皆様方のほうから何か御質問等ございますでしょうか、よろしいですか。

「なし」の声

4 閉会

○森復興局企画課計画課長 それでは、本日の委員会はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。

ただきます。本日はまことにありがとうございました。